

# 台風21号による災害廃棄物の処理について

台風21号により発生した災害廃棄物については、愛知川警部交番前および秦荘庁舎東側駐車場での受付を終了したところですが、今後も災害廃棄物が搬入されることが予想されることから「被災証明書」を受けた災害廃棄物について無料で処理いたします。

**「被災証明書」を持参の上、環境対策課（愛知川庁舎）で搬入確認書の交付を受けて各自で搬入してください。**

## 災害廃棄物とは

台風21号により被災し倒壊・破損した建物などの木くず・金属・がれきや生木等  
◎受付期間 平成30年9月12日（水）～9月末までの施設開場日

指定施設	対象物および搬入日	対象者
愛知郡清掃センター	不燃ごみ、がれき、金属、粗大ごみ等 （水曜日：午前9時～11時30分 9月12日、16日、19日、26日）	「被災証明書」と「搬入確認書」を受けた方
TM産業	木くず（柱）、生木、枝等 （ <u>大きさ1m以内で、受付時に搬入日時を調整させていただきます</u> ）	

※「被災証明書」は役場総務課（愛知川庁舎）で行っています。

交付期間は9月28日（金）まで（ただし、平日は午前9時から午後4時までとし、9月16日（日）は、午前8時30分から11時まで交付します。）

被災証明書の交付申請の際は、①被害状況の写真、②本人確認できる書類（運転免許証等）をご持参ください。

## 災害廃棄物処理の流れ

- ① 被災証明書の申請・交付（総務課）
- ② 搬入確認書の申請・交付（環境対策課）
- ③ 指定施設へ各自で搬入（上記施設の搬入日）

## 搬入できないもの（必ずお守りください）

◎災害廃棄物以外の廃棄物は処理できません。（事業系一般廃棄物は受け入れできません。）

◎衣類、布団・カーペット類、布切れ、スレート（石綿のため）木の根、土壁、タイヤ、ヘドロ、液体、電池、バッテリー、電気製品等は処理できません。

※詳細については、環境対策課へお問合せください。

### 【被災証明書に関する問合せ先】

愛荘町役場 総務課

電話 0749-42-7680

### 【廃棄物に関する問合せ先】

愛荘町役場 環境対策課

電話 0749-42-7699